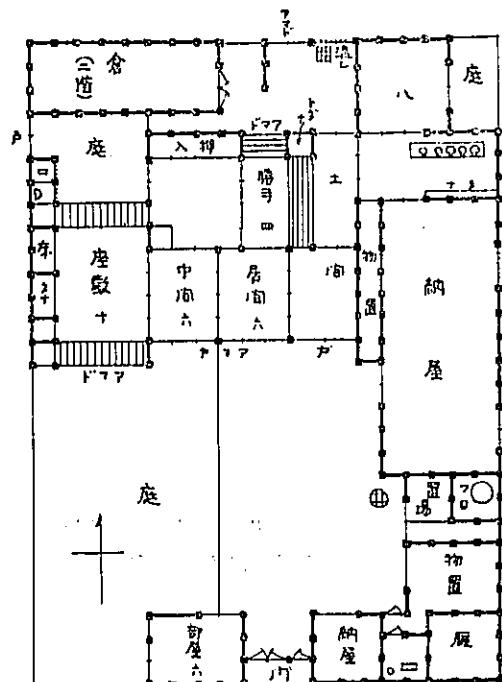


ある。

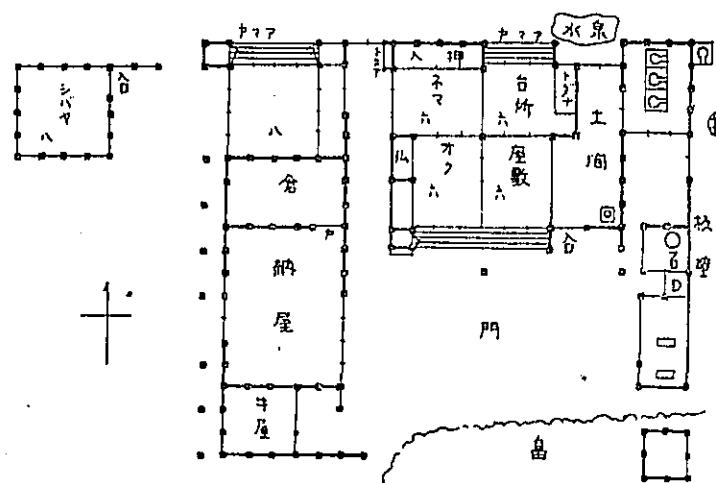
二重屋根は梁が二重になつて、本屋根の梁と桁とは柱頭で所謂桁懸けに取付けてあるが、物置などでは普通折置きにして桁の下に梁を差してある。又柱を高くして梁をすつと下げて柱の中途に差したものと差梁りと曰ふて居る。屋根は梁の上に三尺間に束を立て、その上部に中路を渡し是れに樋を懸けて、屋根を葺くのであるが、他地方で普通母屋と云ふものを此の地方では中路と云ふのである。但し棟の下にあるものを棟木と云ふ事は他地方と同様である。束は梁の上に單獨に立てたのみでは是に貫を通したり、小梁を渡したりしないのである。屋根の葺き方は樋の上に先づ竹を横に並べて、その上に藁を敷き、土を置いて瓦を葺くのである。從つてニワの下屋などで下から屋根裏の見える部分は樋の間に竹の小舞が見えて美しいものである。(第十圖参照)

紀州の草葺屋根の小屋組の構造を見ると棟木の下に束が立つてあるものが多い。此の様な構造の例は京都府、兵庫縣、岡山縣等にも少數乍ら見られたが、本縣下には殊に著しい様である。此の最も顯著な實例は大和吉野郡十津川村のものであるが是れは奈良縣の圖版で説明したい。是れに依つて見ると熊野川の流域から紀州にかけて、此の南面する地方に共通の系統が分布して居ると見る事が出来る。十津川の例で説明しておいた通りに是れは南洋の文化系統に屬するものではないかと思はれるが、此の様な例と、兵庫縣唐櫻村等の例とを比べて見ると稍性質の異つた所もある様である。私は第四輯で中國地方の概観を述べた際此の様な束を立てた構造法を古代の寺院建築等の小屋組と比較し見ると相通する所がある所を發見するので或は支那大陸の文化の影響ではあるまいかと書いて置いたのであるが、よく考へて見ると是れはあまりに獨斷に過ぎた感があるから茲には唯是等の關係的事実があるといふ考察だけに止めるのが適當であると思ふ。事實は支那大陸文化の影響によるものと、南洋方面のインドネシア文化の影響によるものと兩方の影響があるのかも知れないと思ふ、獨斷的結論を斷定する事は慎しみたいと思ふが、色々と關係する方面的の考察を廻らしてちく事は大切であると考へる次第である。

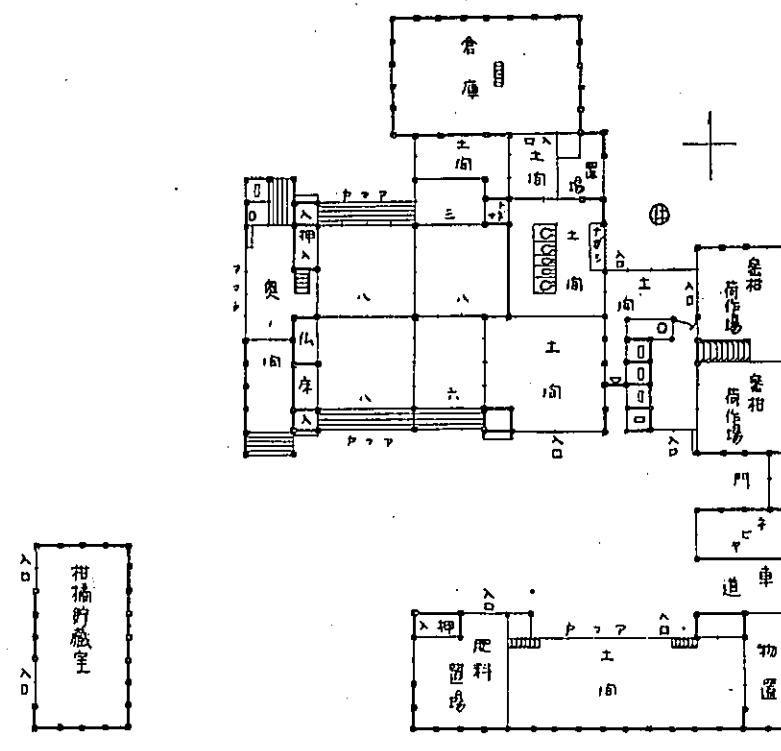
終りに土間及びその附近の附屬部屋について附加へておき度い、北部では土間は二室又は三室に仕切つたものが多く、竈と流しは後の土間にある。又納屋と廐が下手から前方に母屋と鍵の手に附屬して居る事は前述の通りである。又ニワの前面入口の下手に女中部屋、小部屋又は物置等と稱する小間を取るものが多い。日高郡、有田郡地方では小さな農家では土間が一間で前後に仕切られて居らぬものがある。又釜屋の事は前述の通りである。入口の横に風呂と便所のあるものが未だ見られる。又鼠入らず(又は納戸、物置、藏等を)表入口の下手に設けるものもある。



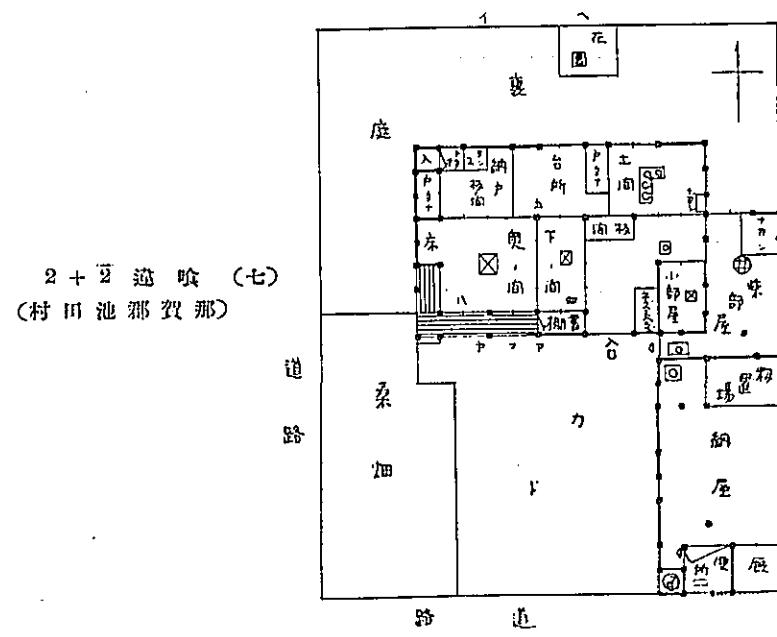
(例地敷)型造営 (一)
(村原安郡海草)



(例地敷) 2×2型造 (二)
(村部南上郡高目)

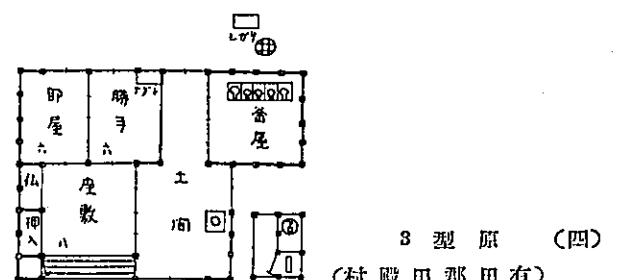
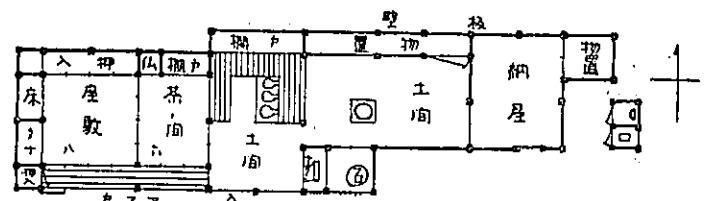


(例地敷) 2×2 型 整 (六)
(村原宮那田有)

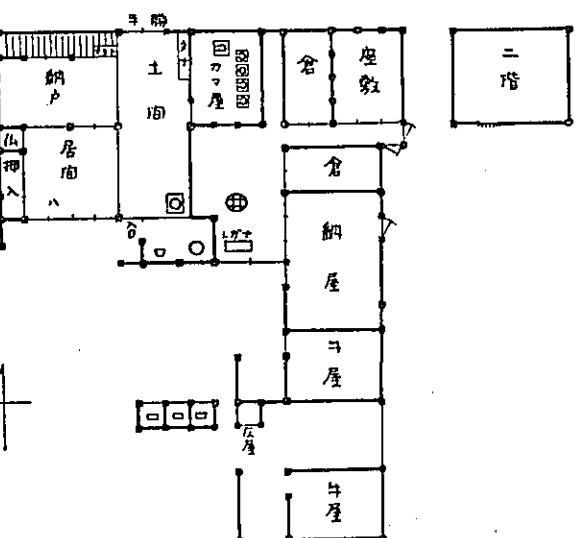
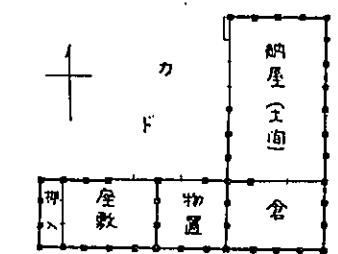


2+2 整喰 (七)
(村田池那賀那)

型列併 (三)
(町宮新郡斐牟央)



3型原 (四)
(村殿田郡田有)



2型原 (五)
(村益芳中郡斐牟央)

圖版解說

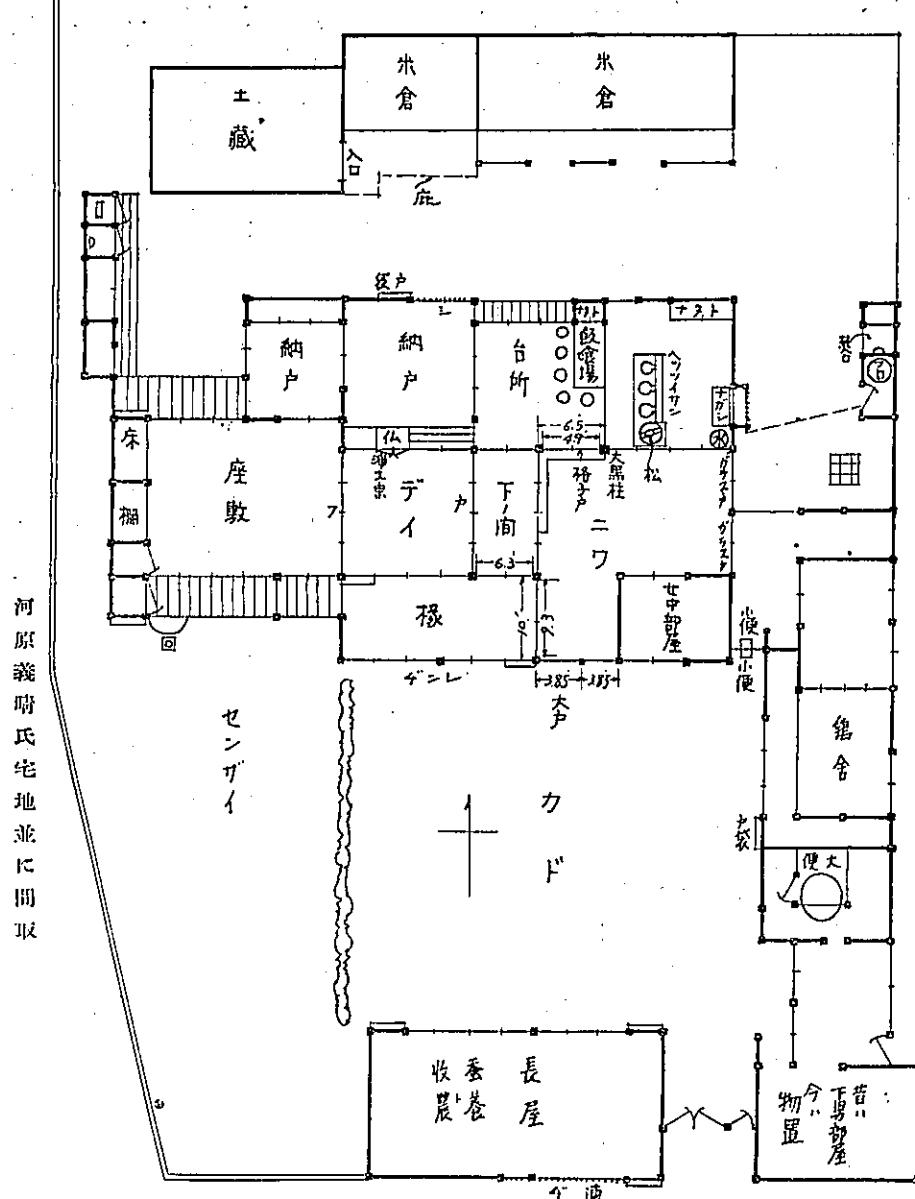
圖版第一、第二、第三

那賀郡中貴志村河原義晴氏の宅であるが、此の部落紀伊川の支流野上川の流域にある段丘状

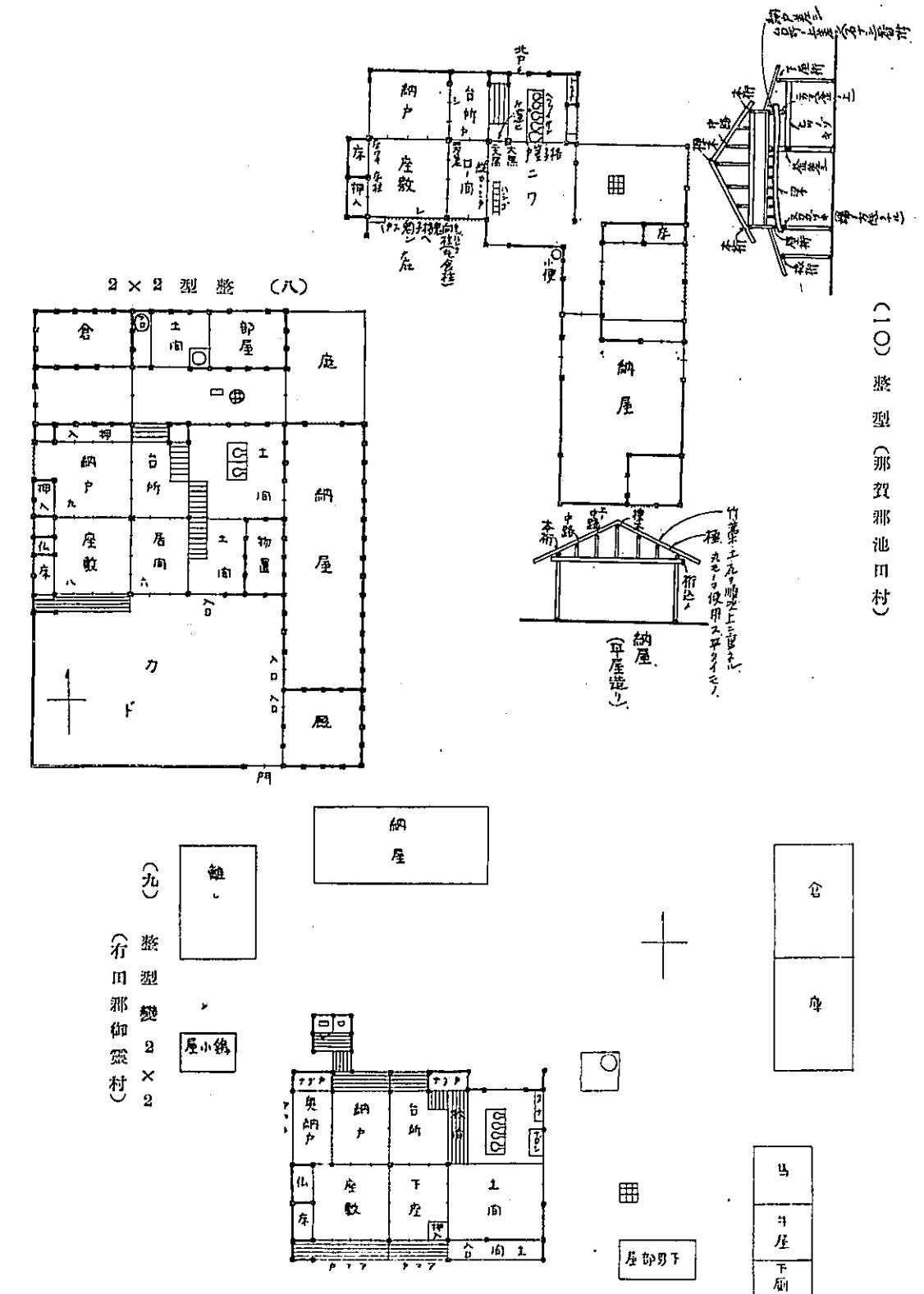
の地形をなした平地に出来た村落である。一

般に丸瓦葺の古い家屋が多い、又茅葺屋根の家も存して居る。

河原氏の宅の附近は比較的の屋敷が散在して周囲に島があるが、部落の中央部分では屋敷が相常に接近してゐるものが多い。河原氏の家は四間取の母屋に更に座敷と納戸を上手に建増して六間になつて居る。四間取の部分は入母屋二重屋根の丸瓦



河原義晴氏宅地並に間取



苔になつて居るが、ツケ座敷の部分は入母屋平瓦葺になつて居る。又デイの前方に土株の間が取つてあり是れを單にエ

ンと稱して居る。普通の家は圖版第四の阪口精逸氏の様に單に深い庇を下した丈けに過ぎないが、河原氏の家は此の前にレンヂと稱する格子戸を立て、幅の廣い土間になつて居る。一般にデイの前に庇を深く下してエンを取る風習が此の附近に見られるのである。又座敷を一段落棟にして建増した形式にしたものも此の邊の著しい特長である。圖版第六の吉村

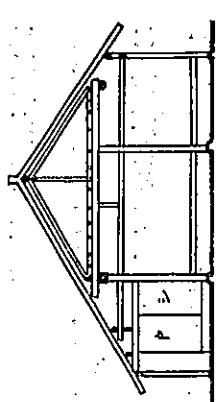
敬一氏の家も同様に喰達の四間取の母屋に上手に座敷が建増の形式になつて居り、又裏に部屋が同様に建増してある。ニワは前後に簷戸で仕切られて居り前庭の隅には女中部屋があり、後のニワには中央に炊事用のヘツツイサンが並んでおりその一つの大釜には松が供えてある。臺所の上り端には一疊の板疊があり、是れを飯喰場と呼んでおり、家族は此の周囲に圓の様に座つて食事をとる。

圖版第一は宅地全景で右の方に入母屋作りの長屋門が見えてゐるが是れは片方を養蠶及び収穫に用ひ、他方は昔の下男部屋を物置に使用して居る。其他屋敷の構は此の地方の模範的形式を示して居る。

圖版第二は同氏母屋の全景を示して居る。丸瓦葺のゆるい勾配をした二重屋根は古い時代の美しい形態を示して居るが、此の様な形式は他の地方では一寸見られないものであると思ふ。一段高くなつて居る入母屋の屋根の下に小壁が見えて居るが別に窓もない。是れは屋根裏を物置にも二階にも使用せねからである。

圖版第三はニワの大戸を入つたあたりから下の間及び臺所の方を見たものである、丈の高い指物が使つてあるが是れらの端は何れも柱に柄を通じて是れに鼻栓を差してある。此の様な構造は此の地方に限つた事ではなく古い構造には廣く使用されて居るものである。

圖版第四、第五 前圖版と同村の阪口精逸氏宅であるが間取は裏側に納戸が二室と臺所と三室があり、前側に座敷とデイがあつて五室の喰達の型をなして居る。



圖版第四は本屋の全景であるが、縣下の概觀でも説明しておいた通りゆるい丸瓦葺の屋根は極めて美しい形をなして我國古代の文化の傳統を傳えて居ると思はれる。ニワの上部棟の端には樋の煙出が設けてあるが屋根との調和がよく出来て居る。中央に庇の下にエンが入込んで一寸デイの玄關の様に見えて居るが、こゝに收穫物などが置いてある。左端に見える二階建は近年に出来た物置である。

圖版第五はニワの内部を示して居るが、前後に仕切が無くて極めて大まかな形をしており、後方にヘツツイと流しを設け、前方に臼其他の道具が置いてある。前方上部に左右に渡つて居る柄は此の地方で糠カヅキと曰ふて居るので本屋と前方の下屋との境にあつて寫眞に見える通り端の方が下つて居る。其他比較的新らしい處では籠の前方の小壁の下に大黒柱より金差しを渡し、ヘツツイサンの上部に前後に梗ハシキを渡しニカマを臺所の方からハシリ先キの方に渡して居るが、是れらは何れも可なりに裝飾的に取り扱はれて居る。



圖版第六 前圖版と同じ部落の吉村敬一氏の宅であるが間取は四間取の喰達の部分が茅葺の本屋になつて、その前方に丸瓦葺の庇を深く出して此の地方の所謂エン（實は土株とも曰ふべきもの）を取り込み、更に上手に丸瓦葺のツケ座敷が接續して居る。此の部分でも二重屋根になつて前方の廻り椽の上の瓦庇は椽先から三尺位も前方に垂れ下つて居る。要するに此の家の構造は前圖版よりも古い形式と考へてよいであらう。

屋敷の構えは道路と關係なく南面して此の地方の模型的形式を現はして居る。

圖版第七、第八 西牟婁郡

芳養村藤畑直太郎氏の家で整型四間取の單純な間取であるが、釜屋がニワの外に接続して居る。炊事の煙は煙筒で外部に導いて居る、ニワの後半と臺所には天井がないが、これは多分昔炊事場であつた爲めであらう。ニワの前方と表の間には力天井が張つてあつて臺所の梯子段から上り物道具を置く様になつて居る、此の梯子段は上に釣つてあるから、上る時は下して使用する。オクの上部には釣天井がある。

母屋の東側に農舍其他の附屬屋があり、北側には土蔵、西側に隠居がある。本縣下の南方一帯に隠居を別棟に設ける風

習があるが、是れは四國、九州でもその南部地

方に於て

見られた

現象で、

それらの

諸縣でも

實例を以

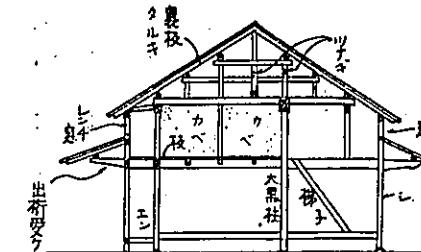
つて説明

してちいた通りである。

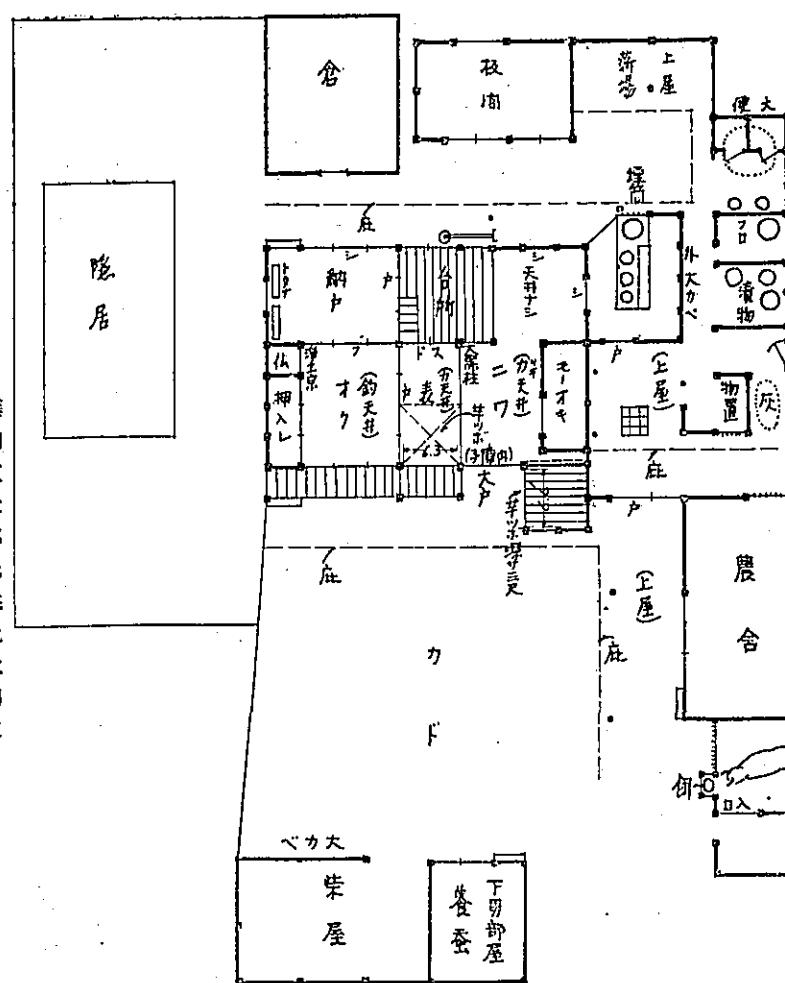
圖版第七は母屋の前面であるが、本

屋の部分は丸瓦葺でその下に連子窓が規則正しく並んでゐるが、鼠色漆喰の塗屋になつて居て全體が非常に美しい。下屋の部分は平瓦葺となり、その

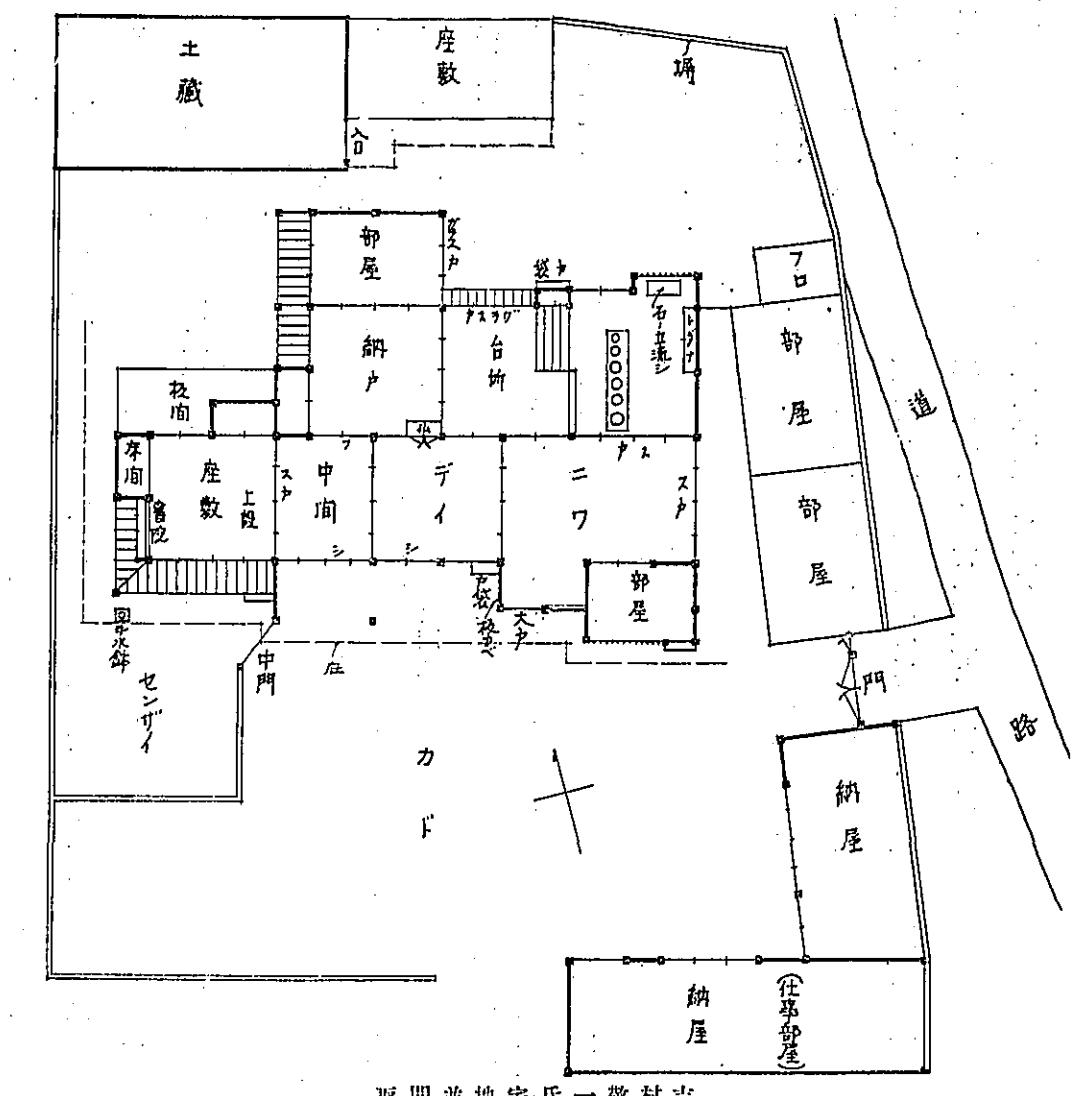
底の鼻に尾垂れがついて居る。此の家人は是れをのれん板と曰つて居た、前底の出は入口の大戸より約七尺五寸、様側の鼻より四尺五寸位も前方に突出して出桁受けになつて居る。正面右方に白壁が見える所は從來大概の家は風呂場であるが、是れを止めて深さ三尺位に堀つて芋壺に使用するものが多い。此の家も此處に芋壺の蓋の板が床に敷いてあるが、是れは使用せず、表の床下に一坪の芋壺を堀つて使用して居る。右端に一寸見えるのは農舍の端で、前方に深い下



圖面断横



藤畑直太郎氏宅地並間取



吉村一敬氏宅地並間取

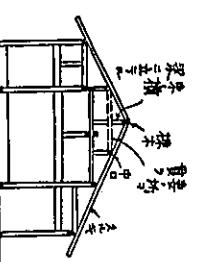
屋の庇を下し、上部に丸瓦葺の本屋が見えて居る。是れも白漆喰で塗屋になつて居る。

圖版第八の上圖は母屋の前面の一部であるが椽の端の下部は此の邊では一般に漆喰で塗込める風習があるが此の家はセメントで塗つてある。ニワの奥の方には前後の仕切の所に、れんが見えて居る。同圖版下圖は右側農舍の建物である。

圖版第九 熊野川に沿ふた東牟婁郡高田村の部落は交通も不便な山地で、丘陵性の山地を開拓して階段状の畑が耕作されて居る。從つて部落も相當に散在して居る、又道端の畑の石垣なども幾代もの昔から祖先が開墾したものであらうと思はれる様な面影がしのばれる。一朝一夕に出来たものではない事がわかる、此の邊の部落では椿の葉に刻煙草を巻いて喫煙する習慣が残つて居る。

此の家は松下熊太郎氏の宅で最も小さい間取の一例であるが向つて右に表又は座敷の間があり、左側に勝手の間がある、その中央に今は使つて居ないがゆるり(爐)が切つてある。座敷の前に様がある、古い家にはニワから座敷に上の處にも小様を設けたさうである。母屋は葛屋で小さな煙出しが附いて居る。小屋組は棟木の下に両端に束が二本立つて、貫二本ではれを連絡し、又束の下に敷桁を渡して居る。ナスは棟木から四方に差し懸け足に屋根が葺下してあるが、何れも扇形に四方に開いた形に配置されて居つて、中央のものだけは前後に真直になつて居るが、四隅になるに従つて斜になるわけである。此の様な構造は大和十津川流域から同様のものであると思ふ。

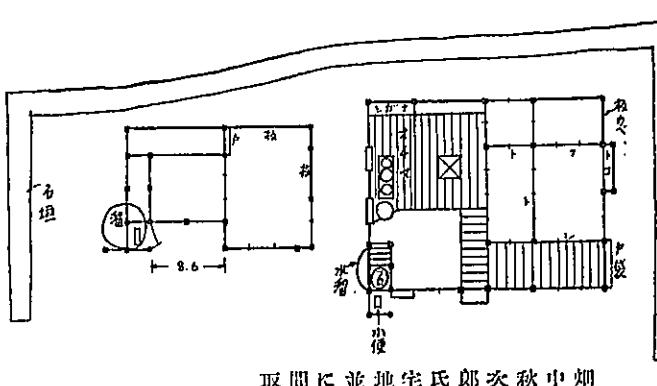
圖版の右の方は母屋で左の方が牛舎であるが牛舎の右側の半分は納屋でその屋根裏をツシに使用する様に出来て居る。此の附近の某氏の



横断面図

宅では此のツシに上る爲めに丸太を半分に切つて是れを割り込みを附けた梯子が置いてあつたが、此の様な原始的な梯子が近年迄存在して居るといふ事は非常に珍らしいことで、私は南洋の文化系統が此地に傳播した一つの證據ではあるまいかと思つた。

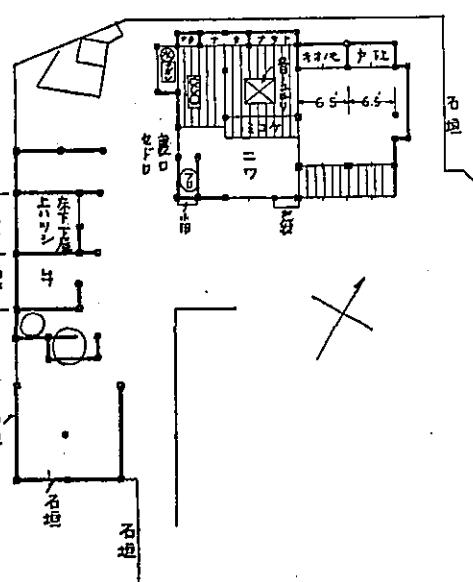
右の手前に山側の石垣の端が見えるが、此の石垣は母屋の背面から牛舎の後の方に廻つて居る。



中畠秋次郎氏宅並に間取

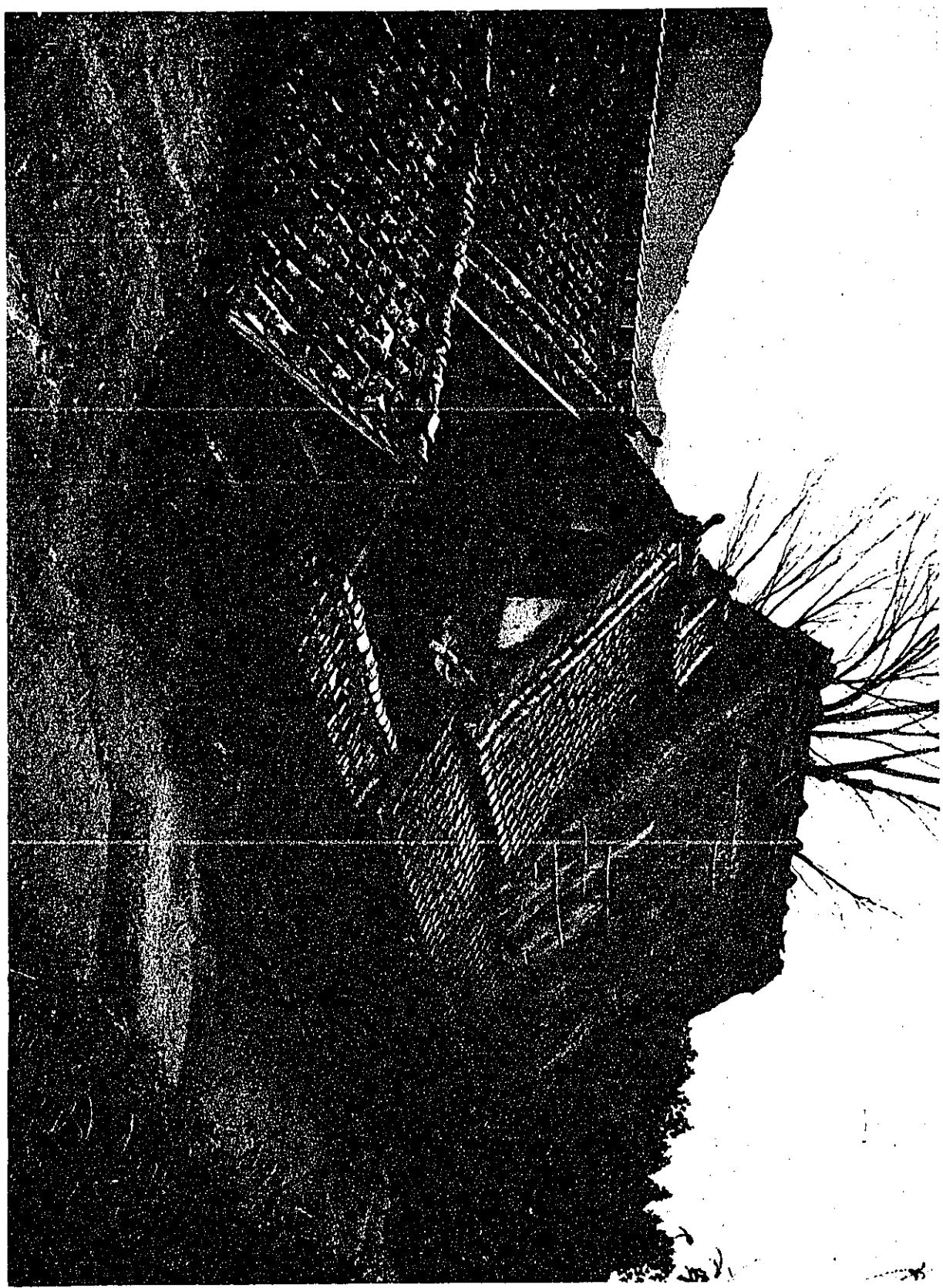
圖版第十 前と同じく高田村の畠中秋次郎氏の宅であるが、此の家は前の松下熊太郎

氏の宅よりも少しく大きい間取の形式をなして右の座敷の方が小さい乍らに整型の四間取になつて居る。勝手の方は炊事場が落間になつて一段低くなつて此處に流しと竈がとつてある。屋根は母屋も納屋も皮葺で母屋の方には落間の上部に煙出しがあり、納屋は二階があつて物置になつて居る。家敷の三方には立派な石垣が圍つてある。山側の方から見ると石垣の上端と裏の庇とがすれすれになつて半地下の家の様に見えるのである。



松下熊太郎氏宅並に間取

奈良縣



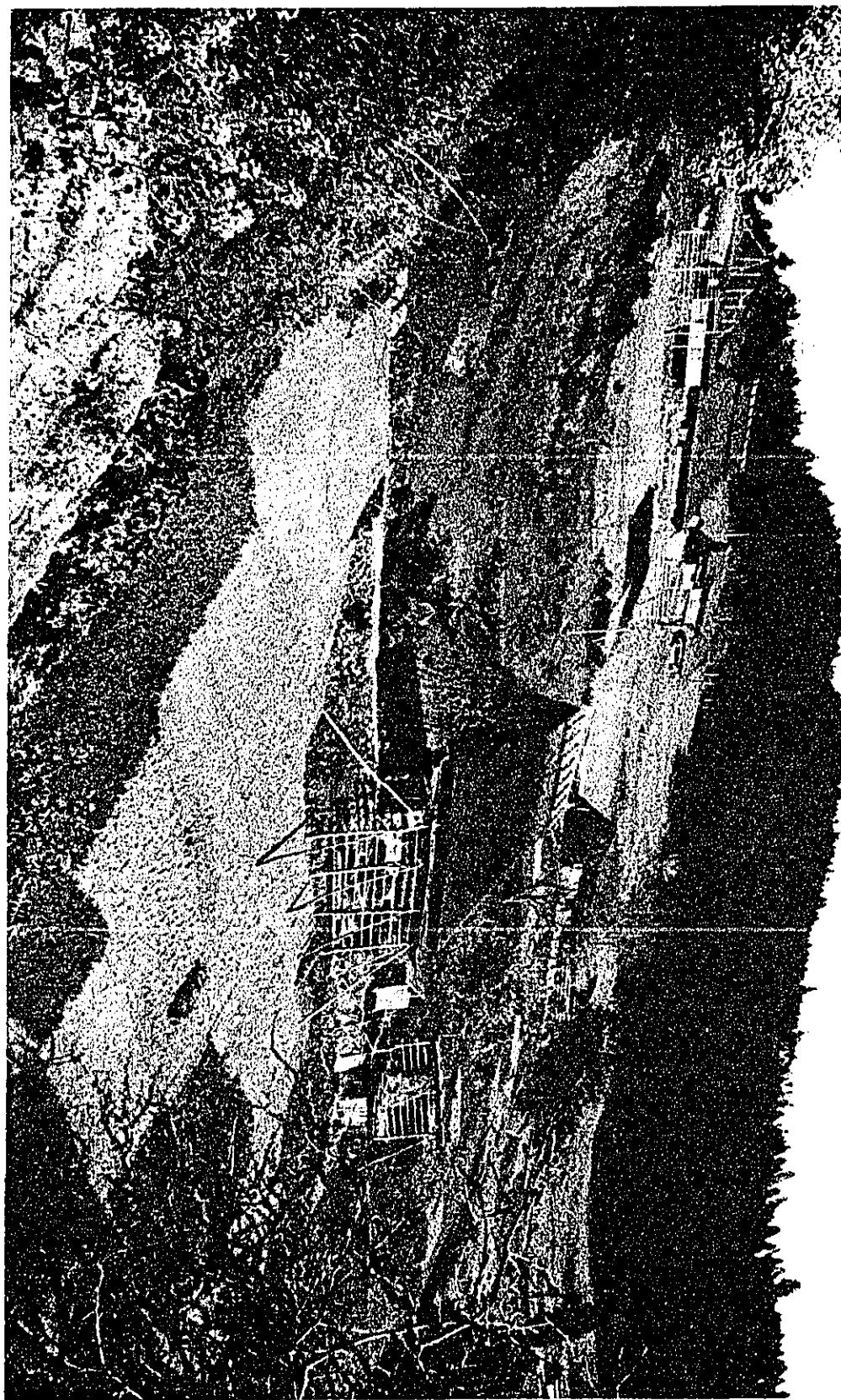
网带村芙蓉

氏

14

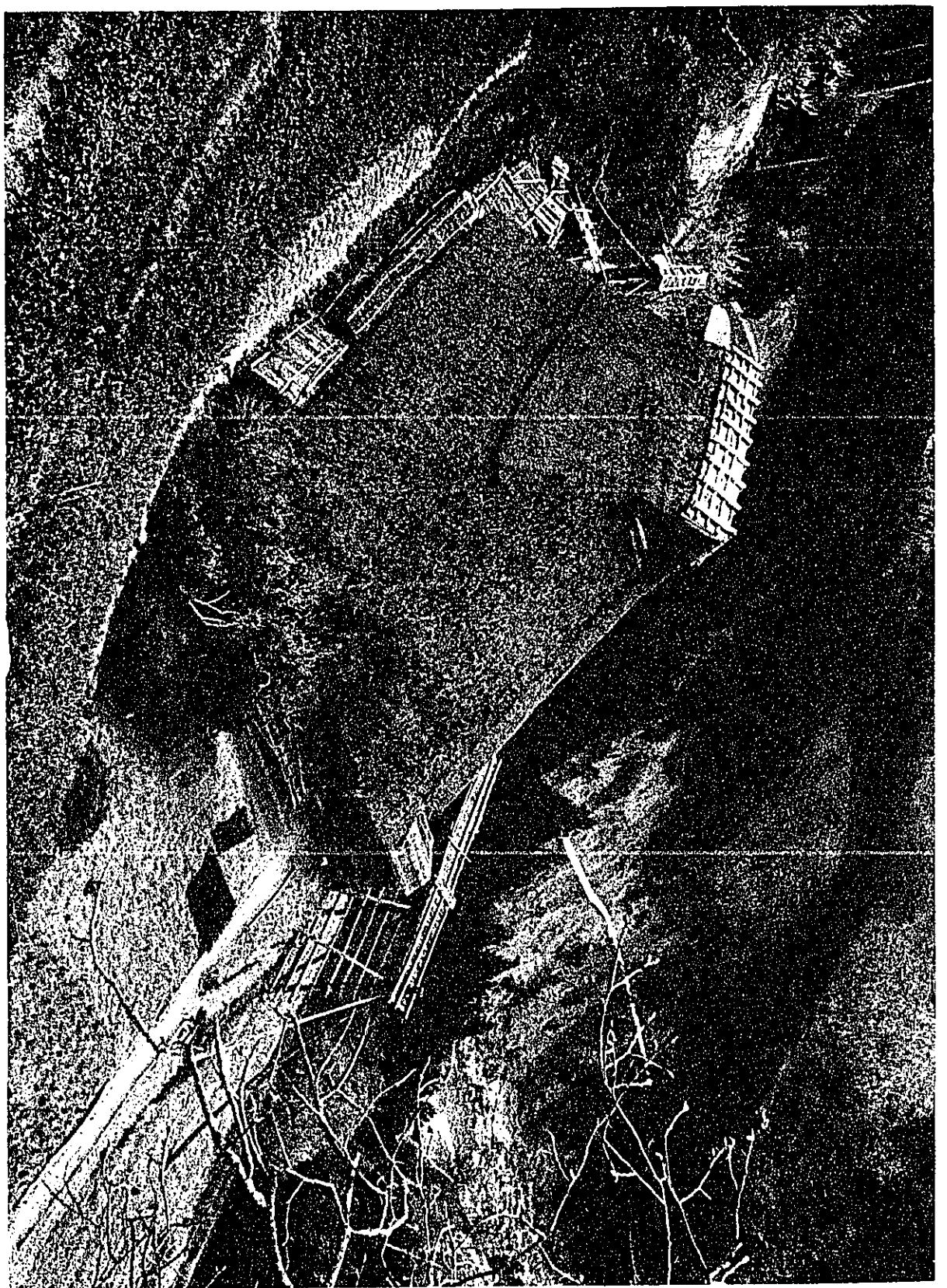


火塔村聚樂場



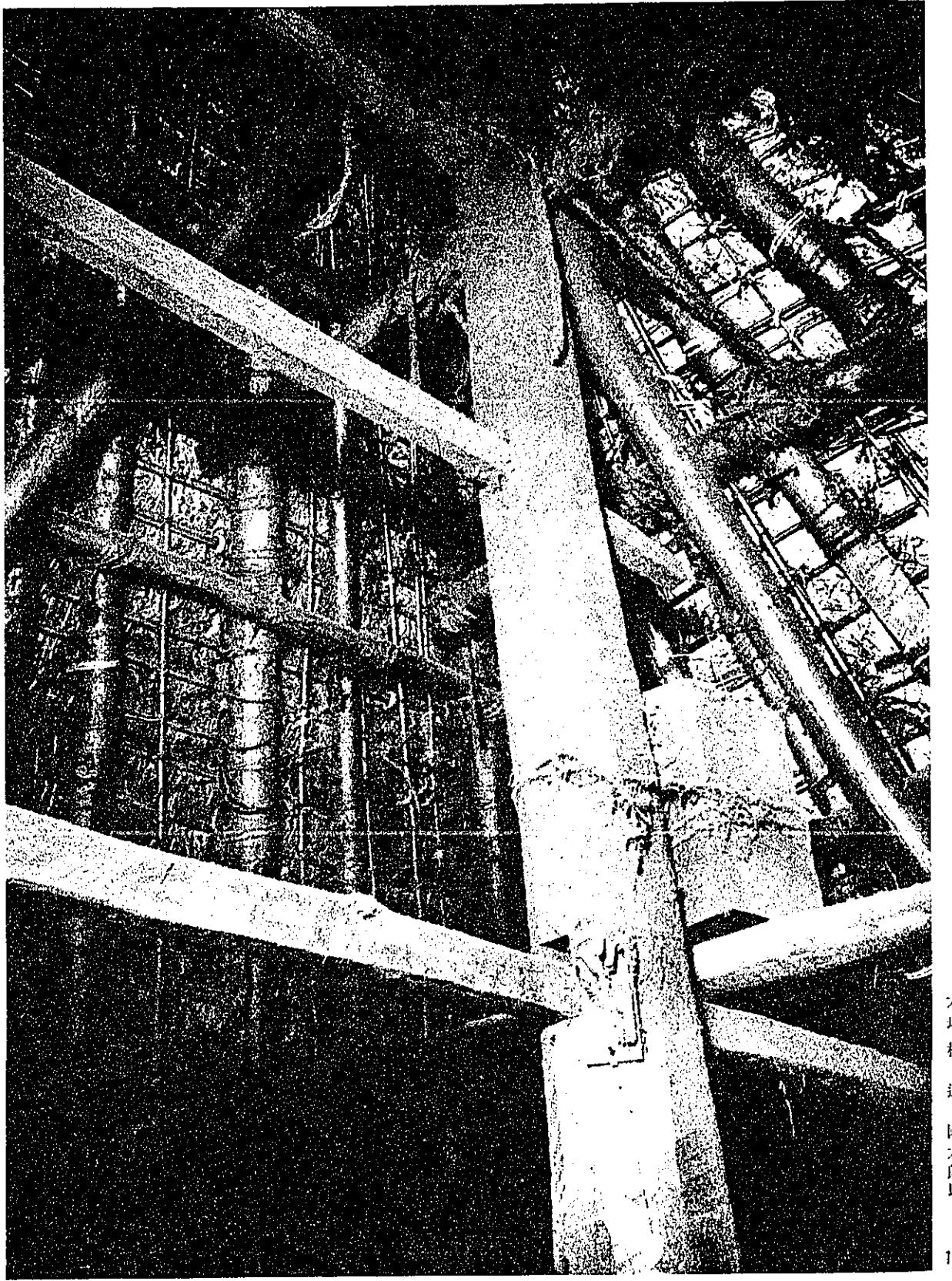
大塔村 追國太郎氏

16



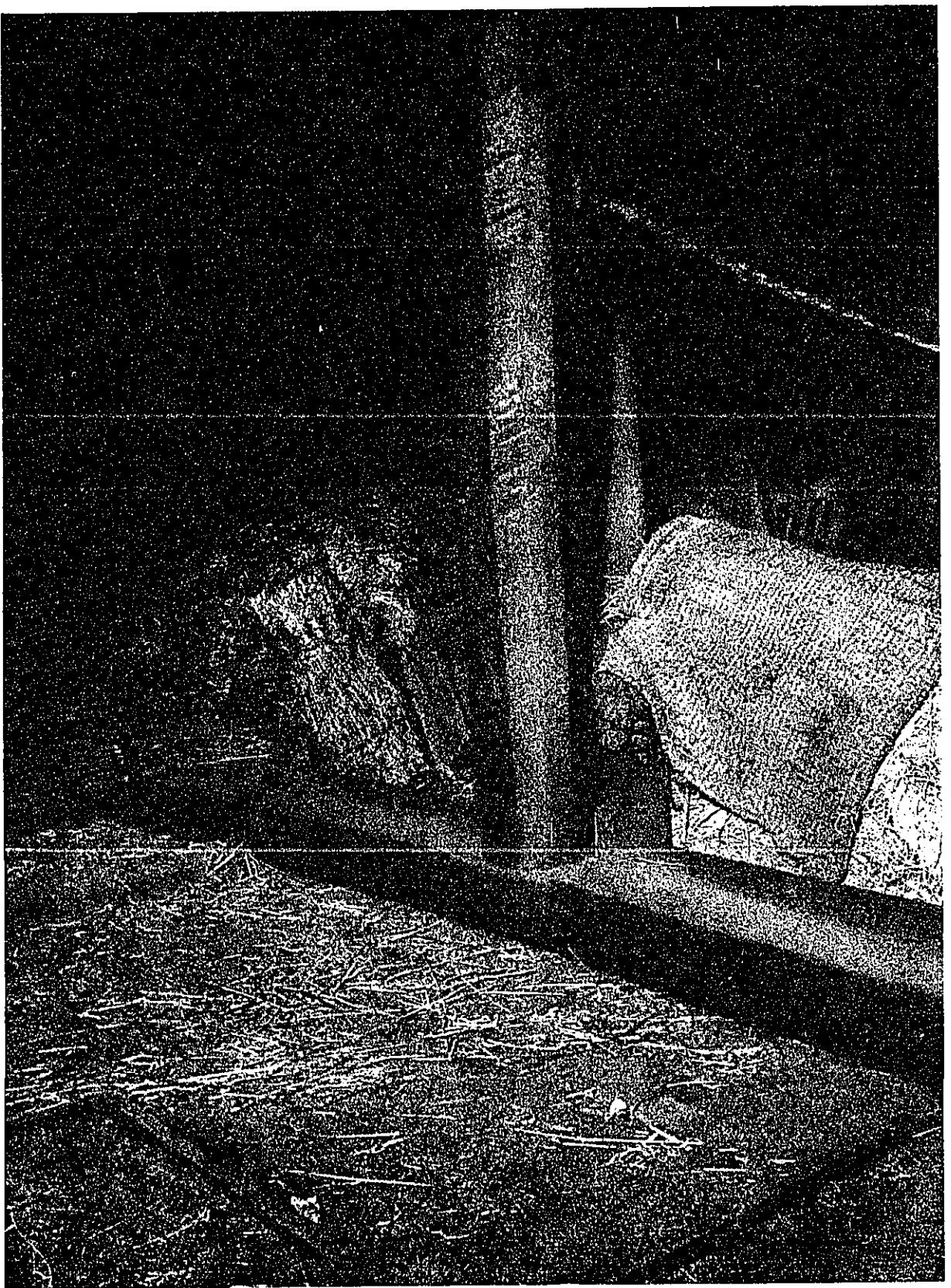
大塔村 追 因太郎氏

17



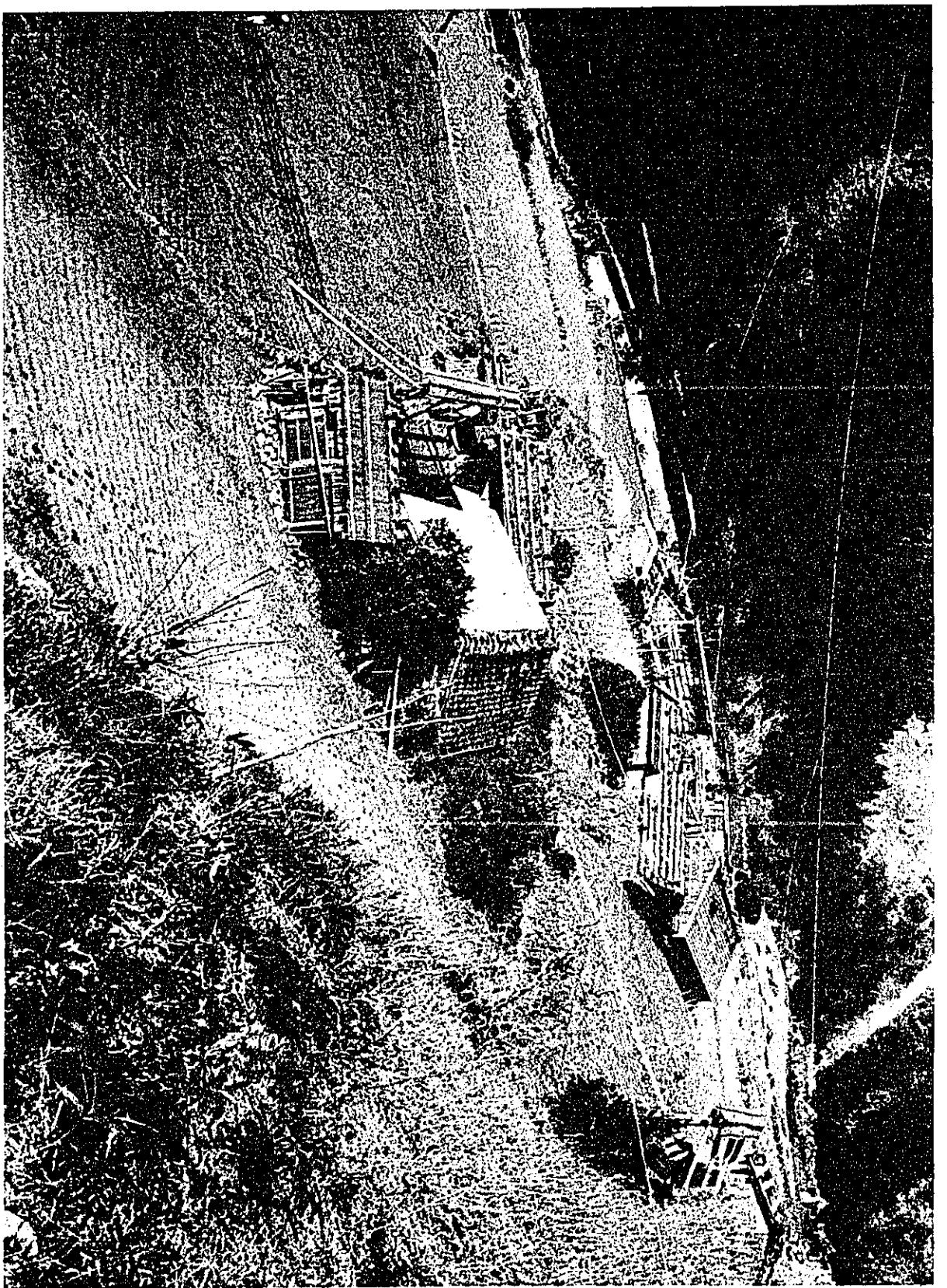
火塔村 追 因太郎氏

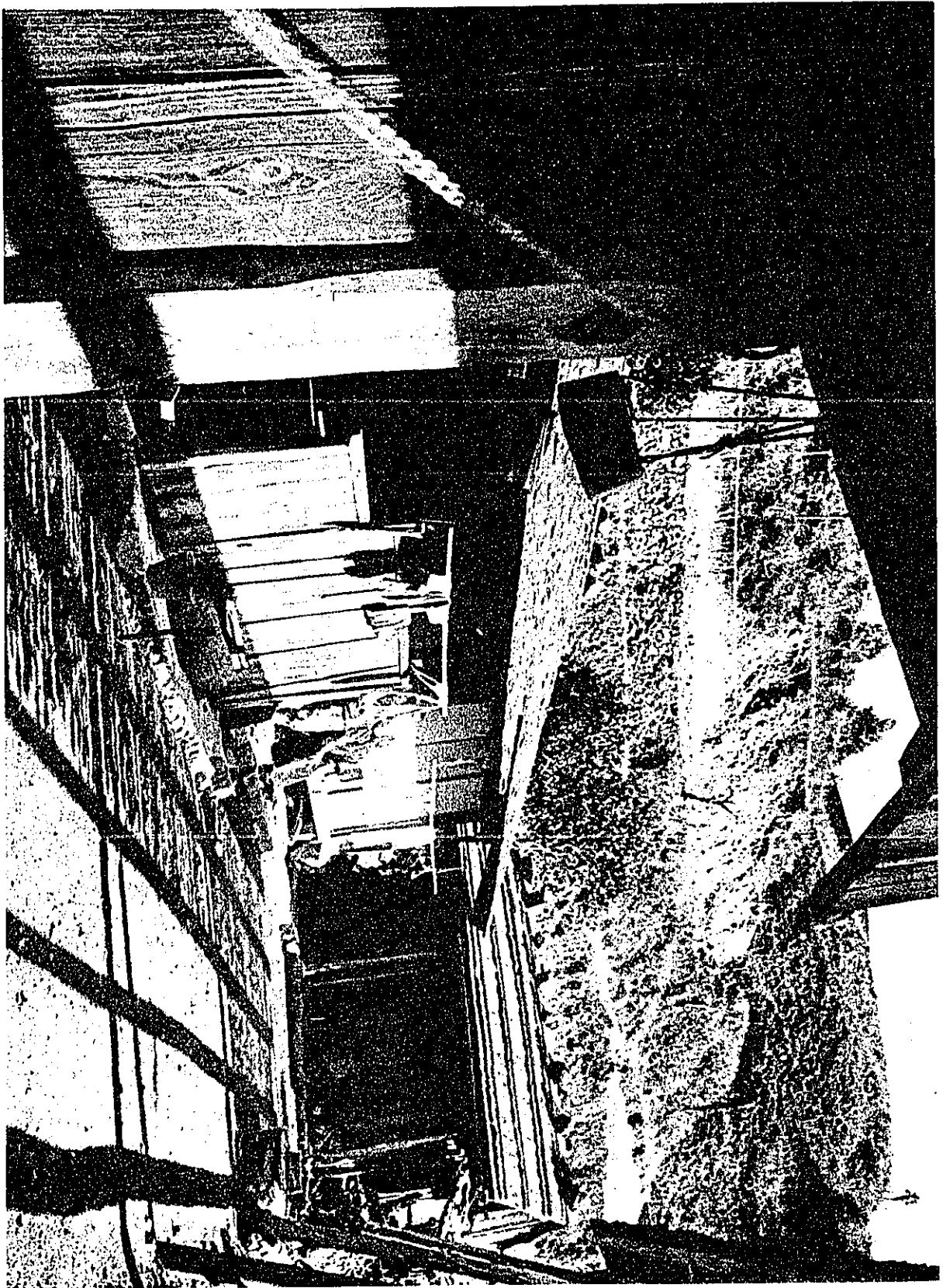
18



大塔村 迫 因太郎氏

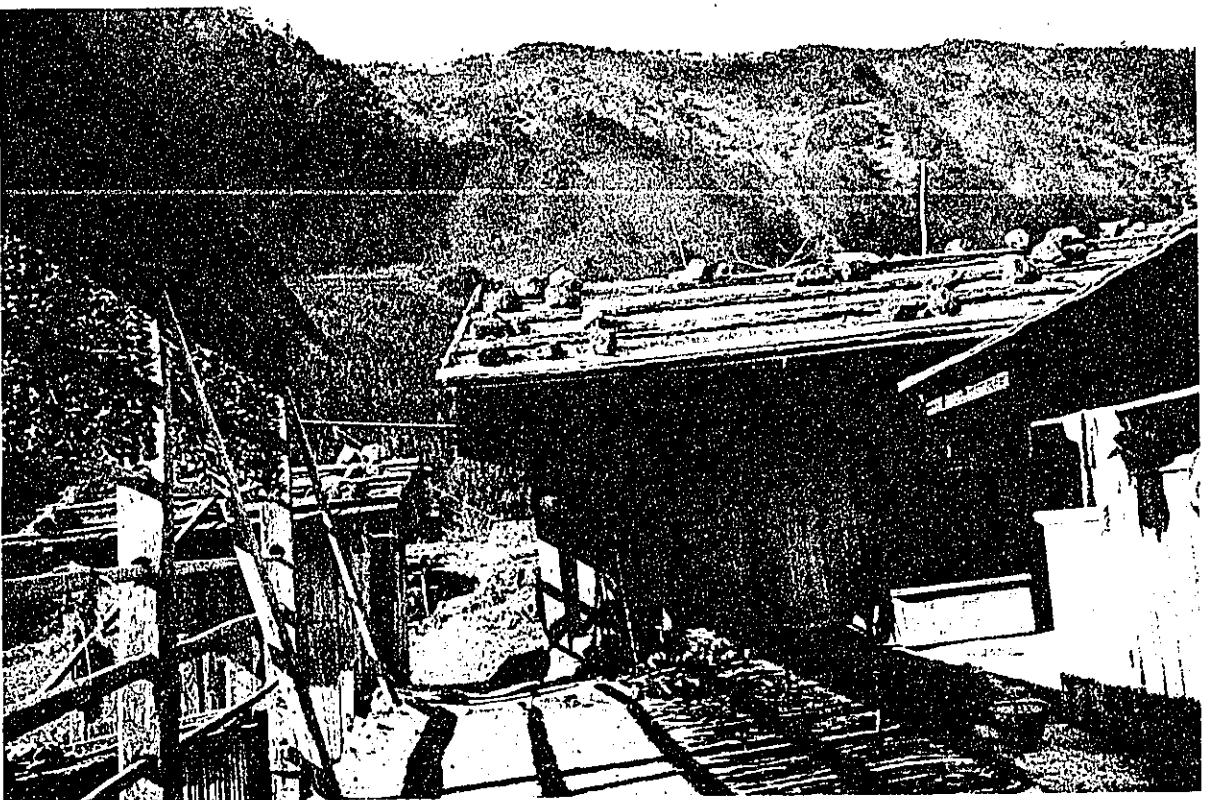
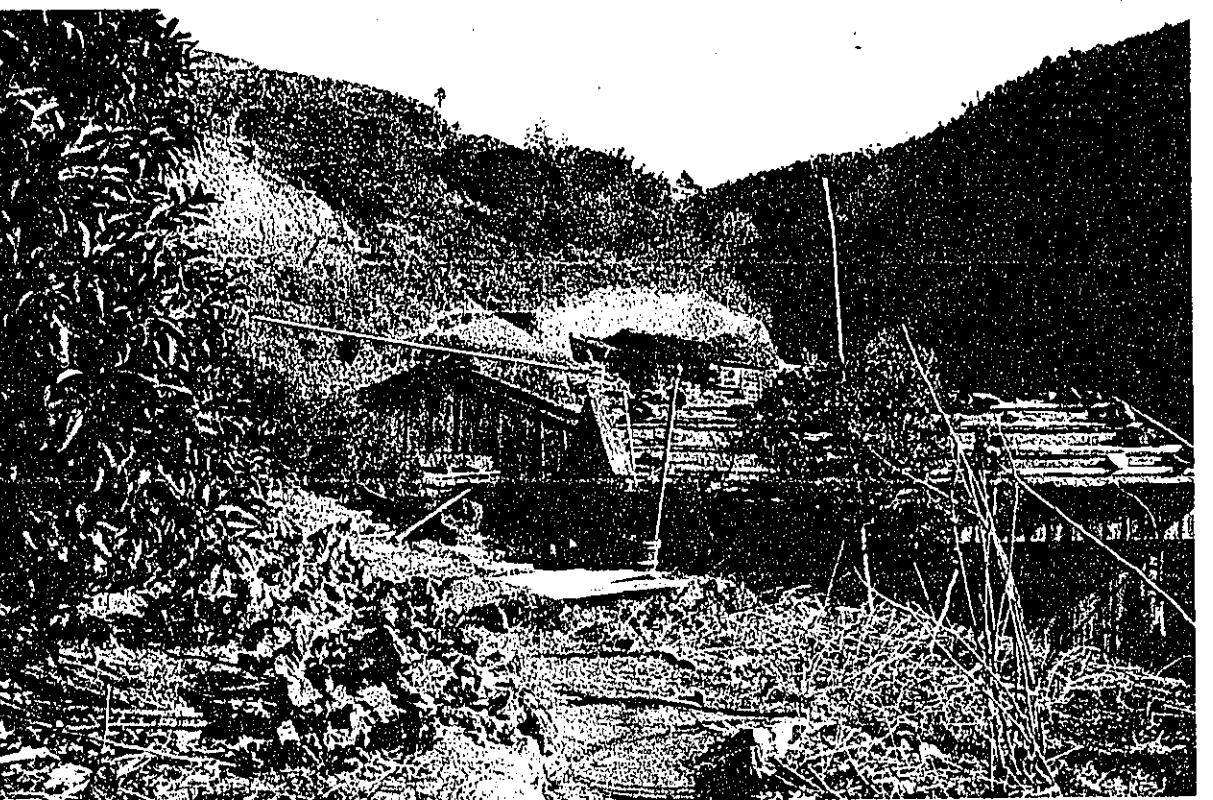
19

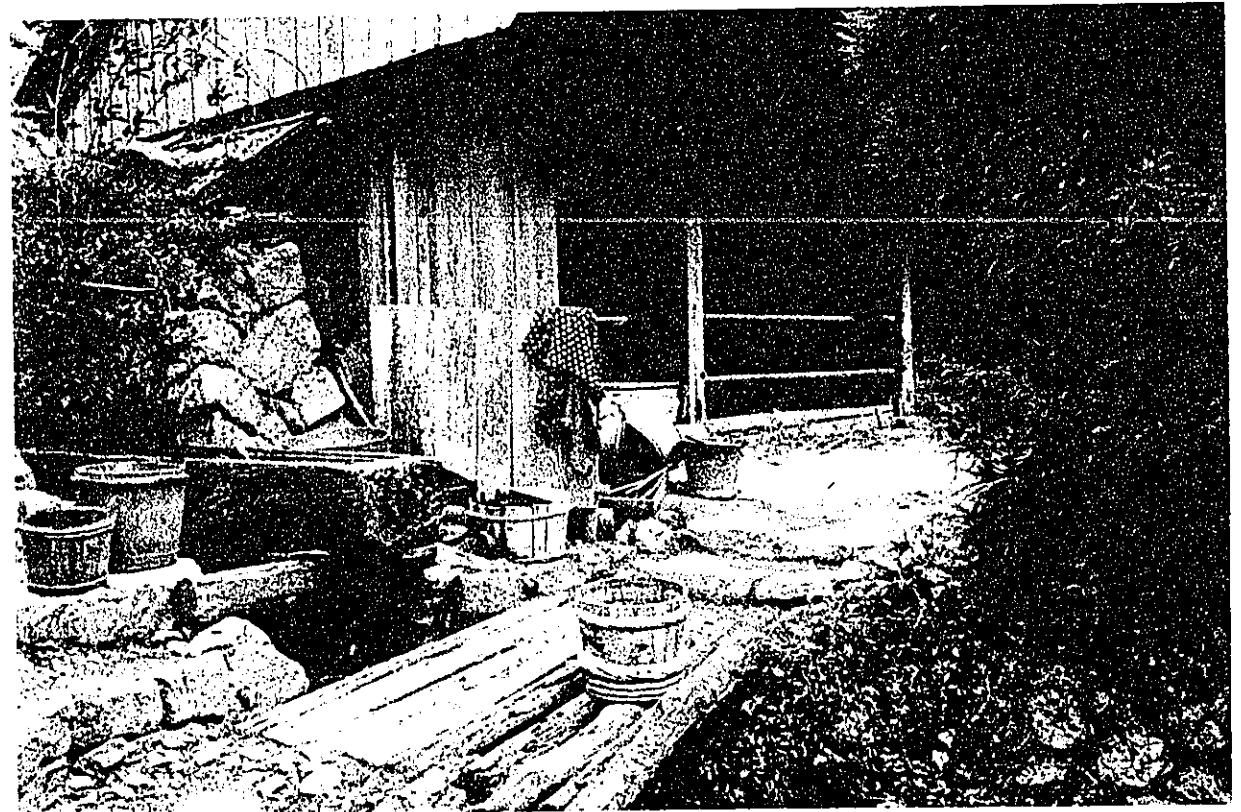
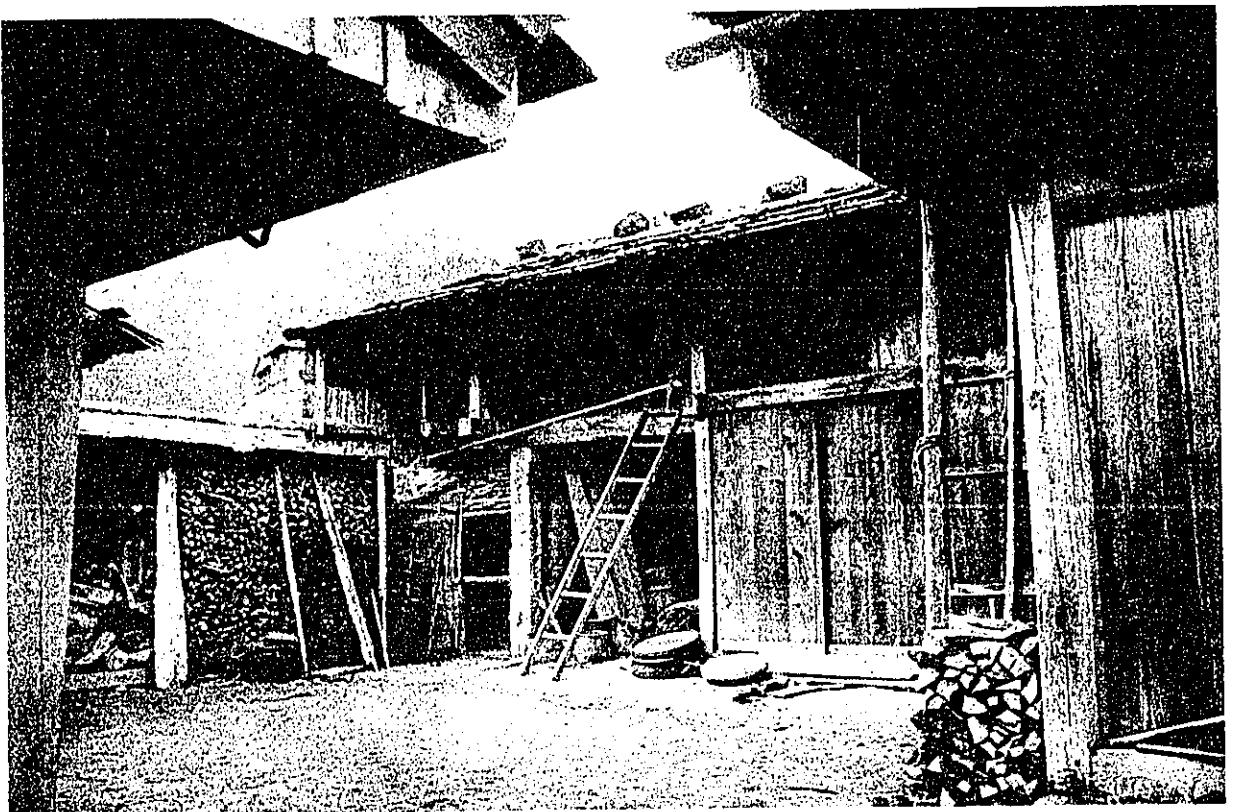




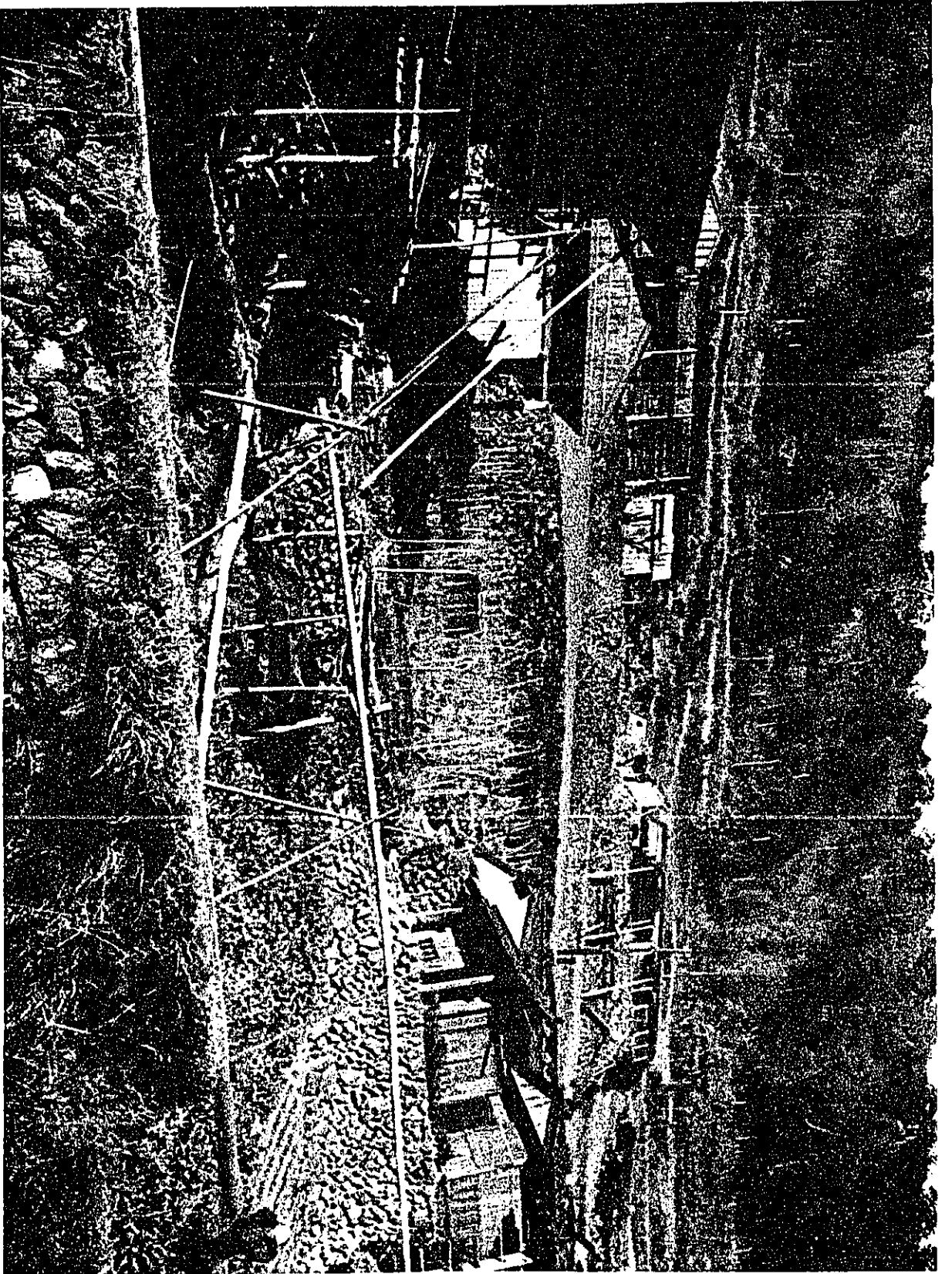
十津川村 水原信男氏

21





十津川村 永原信男氏



十津川村
張樂
景觀

縣下の概観

奈良縣は即ち大和國からなつて居て、一縣一國同じ區域になつて居る。地圖を開いて地形を眺めると、南部の大半は吉野郡一郡が占めて居て、此の部分は縣の中央を西に流れる吉野川以南の山嶽地域をなして居る。北半の部分を見ると更にその東半が山地になつて居り、奈良の平野は西半の部分にあるが、その周圍は山に囲まれて盆地の地形をなして居る。従つて奈良平野は大和の國の西北部分の面積にして約六分の一を占めて居るわけである。

文化の進んだ程土地の區域が細分されるといふ事が此の縣を見るとよくわかると思ふ。南の吉野郡は北半の十郡を合はせたよりも面積が廣く、東北の諸郡は西北の諸郡よりも面積が大きくなつて居る。奈良平野に至ると條里が細かく區分されて居て全く他の部分と趣を異にしてゐる。此の様な地形と土地の區割の上に現はれた事實はまた、本縣の農民建築の上にも同様に觀測される。即ち本縣の農家は奈良平野を中心とした部分と、その東部の山地と南部の大和川附近を包含する低山地域と、更に南部吉野郡の北山川及び十津川流域の山嶽地域との三つに大別して見る事が出来る。

奈良の平野即ち大和平野は我國の最も古い文化の傳統を持つた土地であり、且つ支那大陸の古い文化が傳へられて茲に實を結んだ土地であるから、その影響が聚落の條里の形態の上に又宅地割及び家敷の構の上に現はれて居るのは當然である。此の平野の農家の宅地は間口よりも奥行が遙に深く且つ四圍が土塀で囲まれて居る事は著しい特徴である。此の様な形式は山城、攝津、河内、大和附近にかなり廣く分布して居るものであるが、村落が一團の比較的規則正しい條里制に形成されて居て聚落の中に入ると一つの屋敷町に入った様な氣持がするのである。

奈良市外大安寺村の一例を擧げると、圖版第十一に示した大西幾太郎氏の家は極めて普通の農家であるが、宅地の間口八間奥行約四十間ありその周圍が全部土塀で囲まれて居る。且つ母屋の外壁は同時に一方の宅地の境界に接して居り、

その裏家の土蔵、物置等は何れも此の境界に接して居て、是れらの裏家の外壁は同時に宅地の境界の壁になつて居る。

第四圖は南葛城郡忍海村の例であり、第五圖は生駒郡片桐村の例であるが何れも是れらの事實を明瞭に示して居る。一

般に此の様な中庭を中心として、その四圍に建物を配置する方法は全く支那大陸の影響と見られるのである。

母屋の間取は多くは整型四間取（第五圖及第六圖參照）で、約三分の一一位は是れに屬してゐる。是れに次いで喰達型の四間取と整型の六間取（第七圖參照）が多く見られるが、整型の間取は京都の南部及び大阪府下にかけて一帶に分布して居る最も普遍的な形式と見る事が出来る。四間取の喰達には縦の喰達（第四圖參照）と横の喰達（第三圖參照）とがあるが、何れも此の地方で比較的古い形式を現して居るものと思はれる。是れらの形式に就ては中國地方及び畿内地方の各府縣の例で既に度々説明した通りである。

大和平野地方で外觀上の特徴として揚げられるものに、屋根の形式がある。是れは母屋の床張りの部分即ち居室の部分を切妻の草葺屋根にして、その兩妻を土塀として、その上端が瓦葺になつて居り、或るものは草葺の棟の部分よりも少しく高くなつて防火上一層安全に工夫されて居るものである。又ニワ即ち土間の部分は勾配のゆるい瓦葺の所謂落棟、になつて居て、その中央に櫓の煙出しが附いて居る。此の様な構造の外觀は極めて變化に富んだもので、勾配のゆるい落棟の部分と勾配の急な葛屋根の部分が接續して、そこに白い漆喰塗の高塀が見えて居る。是れは大和平野から河内、攝津にかけて分布して居るものであるが、河内の例として大阪府下の圖版第二十二、第二十三に河内國南河内郡喜志村谷治良吉氏の例を擧げて説明して置いてある。その説明文の中から次の一節を引用して、河内との關係を明にしたいと思ふ。「斯様にして屋根の形に色々變化したものが生じて来る。即ち兩とんび（註、是れは喜志村で切妻の部分のこと）をそう呼んで居る）に兩方に落棟のあるもの、兩とんびに片方の落棟のあるもの、片方のとんびに上と下の落棟の附いたものが二種及び寄棟等があり、更に全部瓦葺屋根があつて極めて變化に富んで居る。是れが大和の平野に入ると兩とんびの破風屋根が一般の形式になるのである。此の附近は大和と攝津との中間にあつて兩方の形式の變化する有様をよく

現して居ると思ふ」

此の様な切妻の葛屋が此の平野に特に發達した理由は前に述べた様に支那大陸文明の移入されたものであつて、此の地方の宅地割の制度並に屋敷内の配置、並に外形にも是れが今日迄傳つて居るものであると思ふ。即ち隣家連檐の形をなして居る様な場所では防火其他の理由によつて自然此の様な形が發達したのであるまいか。そして始め奈良の町並で發達すると、漸次に都の風を真似て大和平野一帯に是れが傳播したものであらう。

家屋連檐の町屋の場合に隣家と外壁が相接する時はどうしても屋根の庇が外壁から突出するわけに行かない。自然構造上からも切妻にして、且つ隣家との防火上並に屋根の見切をつける爲めに此處に外壁を立ち上げることとなるのである。私は是れと全く同様の屋根の構造を北支那で見聞して居る。一例として濟南で私が撮影した寫真を取り出して見ると奈良と全く同様の高塀が附いて居る。但し支那では草葺の切妻のみで、瓦葺の落棟の部分がないが、是れは我國の例でも後世に出来たものであることは容易に考へられることである。

大和平野の東に打續ぐ山地は伊賀地方並に山城に接して共に木津川の流域に屬して居るが、特に是等の地方と變りはない。草葺屋根に煙出し破風の附いた屋根の形式を有して、多くはその周圍に瓦葺の下屋庇が附いて居るものが多い。草葺が横たへられて居る。更に南の方の部落では狭い土地に階段形に宅地を開いて、是れに家屋を建てる爲めに自然綱